

## 第四編 租税と市有財産

### 第一章 租 税

#### 第一節 徴税の状況

佐賀市に於ける諸税額は、明治二十二年の市制施行当時は、直接国税四千七百八十七円、県税一万千九百三十一円、市税五千〇九十円、合計二万千八百八十八円にして其の平均負擔額は一戸当り四円五十銭、一人当り八十五銭であつたが、其の後租税及び国税々率の改廃等により之が増減を示すに至り、大正六年度に於ける決算額は、直接国税十六万七千三百二十七円、県税四万二千四百十六円、市税七万九千九百四十四円、合計二十八万九千六百八十七円となり、其の平均負擔額は一戸当り四十八円二十銭、一人当り七円四十五銭となつた。

而して市制施行五十年目の昭和十四年度の諸税の決算額は、直接国税五十二万三千円、県税五十万八千六百五十九円、市税三十九万五千二百十九円、合計百四十二万六千八百七十八円を算し、其の一戸平均は百五十七円四十五銭七厘、一人平均は三十一円十二銭となり、之を市制施行当時のソレに比すれば、一戸当り負擔額に於て約三十五倍、一人当り負擔額に於て三十六倍以上に達せるを知らるゝであらう。

市制五十年目の  
負擔額

徵稅事務の繁劇

納稅額が斯くの如く年々増加すると共に、徵稅事務も亦繁劇を加へ來り、殊に大正の中年ごろは諸物価の昂騰、商工業の不振、財界の變動等に依り、納稅にも種々影響を及し、惹いて滯納者増加の傾向を呈し、督促令状を發するの已むなき者、尠なからざるの状態に立ち至りしを以て、既設の納稅組合を督勵して納稅成績の向上を図り、其の優良なる組合に対しては之を表彰し、且つ一般市民にも納稅義務を諭示する等機宜の方法を講じて、滯納者の減少に努めたこともあつたが、今や市民も能く之を諒解して納稅の義務を果すに至つた。

第二節 諸 税 負 擔

明治二十二年市制施行の当時より、昭和十四年の市制施行後滿五十週年に至る、年々の税額並に平均負擔額を列記すれば左の通りである。(明治二十四、五、六年の三ヶ年分は国税調査の資料を缺ぐ)

	直接國稅	縣 稅	市 稅	合 計	一戸當り	一人當り
明治二十二年	四、七六七	一一、三三一	五、〇六〇	二〇、〇六八	四、五三〇	一、六三
同二十三年	一一、三三一	九、一六一	八、〇六八	二八、五三二	五、九三二	一、〇九
同二十四年	……	一四、一〇〇	八、八〇〇	……	……	……
同二十五年	……	一〇、一〇一	九、〇三三	……	……	……
同二十六年	……	一〇、一三四	八、四三三	……	……	……
同二十七年	五、六七七	九、九七九	九、三〇一	二三、〇六八	五、〇三三	一、六八
同二十八年	七、七五三	一一、三九八	八、八八一	二六、〇三一	五、八一	一、五三

五十年間の負擔額





## 第二章 市有財産

### 第一節 大正八年の調査

佐賀市が明治二十二年市制施行の当時、市内の五戸長役場から譲渡された市有財産は、幾何であつたか、今之を詳かにすることは出来ぬが、于る大正八年二月調査せる現在の市有財産総額は四十万五千五百四十一円八十九銭三厘と評価されて居る、其の以前の調査は、目下のところ不可能であるが、右四十万餘円の市有財産の内訳を記すれば

一、基 本 金	一四、六三四、〇二二	厘
二、小 学 校 基 本 金	二六、二二〇、三八四	
三、衛 生 恩 賜 金	一、三三九、八九七	
四、市廳舎建築費積立金	一八、一二六、五九〇	
五、公 会 堂 基 本 財 産	二三六、〇〇〇	
六、不 動 産	三四四、九九五、〇〇〇	

となつてゐる、而して更に、不動産なるもの、内訳を示せば

不動産の内訳

種 別	坪 数	価 額
公会堂学校病院敷地	三一、四九六	二〇四、三五六、〇〇〇

市有財産

四七

市有財産

原野地  
墓  
公会堂建物  
学校病院建物  
通路  
合計

一、〇〇〇 七  
二二七  
五、四六九  
一、二九(歩)

四八  
九、〇二五、〇〇〇  
一三一、四九八、〇〇〇  
一一六、〇〇〇  
三四四、九九五、〇〇〇

となつて居る。

第二節 大正十五年の調査

市有財産の大正八年に於ける調査は、前節既に之を記するところの如くなるが、更に大正十五年（即ち昭和元年）の調査に依れば、其の総額は二百二十九万六千九百六十七円餘となり、其の内訳は左の通りである。

基本財産其他

市基金  
小学校基金  
衛生基金  
市廳舎建築費積立金  
協和館基金  
社会事業資金  
行啓記念蓄積金

一八、六三二、〇七五  
三一、二五一、八五四  
二、八四二、三三七  
二八、二六七、六〇〇  
三八七、七一〇  
一三二、四四〇、〇〇〇  
一、〇八〇、四八〇

成美高等女学校基本財産  
 成美高等女学校奨学資金  
 教育基本財産

三、六八一、〇〇  
 一三、七四八、一〇〇  
 五九、八四九、〇〇〇  
 二九二、一八〇、五五六

計 即ち基本財産其他合計二十九万二千八百八十四円五十五銭六厘である。

土地

名	称	総坪数	総価額
協和館、学校、病院、水道、住宅、屠畜場	坪合与	四五、〇三二、一九	五六五、六〇六、六五 <sup>四</sup>
隔離病舎、神野公園、市場敷地	坪合与	一、〇〇〇	六〇、〇〇
畑	畝	一	三、〇〇
原	歩	一七	〇〇
墓	反	一	〇〇
計	地	一、〇〇〇	五六五、七〇三、六五

即ち土地に關しては五十六万五千七百〇三円六十五銭を算してある。

建物

名	称	総坪数	総価額
協和館、学校、病院、水道、住宅、市場、屠畜場、隔離病舎、神野公園、職業紹介所	坪合与	九、八五八、六九	四三二、五五一、三二 <sup>三</sup>

建物に關する分は四十三万二千五百五十一円三十二銭を算してある。

市有財産

水道		種別		数量	価額
配源	水	池	井	四	一〇〇、八一五、〇〇 <small>圓</small>
取	水	筒		四	二一〇、六〇〇、〇〇 <small>圓</small>
濾	送	唧		一二	一六六、〇八三、〇〇 <small>圓</small>
配	過	機		七	六二、六八五、〇〇 <small>圓</small>
計	水	管			四六六、三四九、〇〇 <small>圓</small>
					一、〇〇六、五三二、〇〇 <small>圓</small>

即ち水道に関する分は百万〇〇六千五百三十二円にして、水道、建物、土地及び基本財産等の計数を合算するときは佐賀市の市有財産は総計二百二十九万六千九百六十七円五十二銭六厘となる勘定である。

### 第三節 最近の調査

昭和元年度(即ち大正十五年度)の市有財産の概略は前記の如くであるが、昭和二年以後は、まち／＼にして或は土地、建物の坪数のみを記して其の価額を脱記せるあり、或は金額の内訳を缺けるもあり、昭和三年の如きは資料全く得がたきものあり、同四、五年度は、たゞ土地、建物の坪数のみを算し他の資料なく、昭和六年以後は土地、建物の坪数と「其他の財産」として一括的に記するあり、「其他の財産」とは想ふに有価証券、預金、繰替金及び衛生恩賜金等を意味せるものなるべく、要するに資料の簡精統一を缺ぎ、甚だ見悪くき嫌ひあるも、今は如何ともし難く、暫く其儘に掲載し置きて、後日の調査に俟つこと、しやう。



昭和二年	昭七、七壹、六	坪	10、五壹、四	坪	四〇	坪	三六、七四	坪	三六	坪	二、七五	坪	三六、六〇	坪
同三年	未詳													

同四年	三、七三	坪			二、四四	坪								
同五年	三、七三				二、四四									
同六年	三、四九				一、一〇									
同七年	三、八三				一、〇八									
同八年	三、八三				二、六八									
同九年	三、〇一				三、六八									
同一〇年	三、五七				一、二五									
同一一年	六、〇九				一、五、三三									
同一二年	六、八七				一、五、四三									
同一三年	二、五九				一、三、三三									
同一四年	三、四〇				一、六、〇七									

即ち昭和十四年に於ける市有財産は、其の詳細を知らずと雖も、土地十三万五千四百〇七坪にして此価額八十七万五千六百八十九円、建物一万六千〇〇七坪にして此価額五十六万一千八百四十三円、其他百五十八万〇八百九十六円、合計三百〇一万八千四百二十八円に達してゐるのである。

### 第三章 市 債

#### 第一節 總 額

佐賀市の市債は大正二年度に水道布設費として三十八万二千八百円（年利六分）及び同年度に同七万五千円（年利五分三）の起債を為したことが最初のやうで、爾後年々幾多の事業統發して、其の資金を起債に求てるが、其内には既に償還済みとなつてゐるものもある、今昭和十四年度に残されてゐる現在の債務を見るに

起債年度	度数	起債年度	度数	起債年度	度数
大正九年分	一	同一〇年分	一	同一一年分	三
昭和三年分	二	同五年分	一	同七年分	二
同八年分	一〇	同九年分	四	同一〇年分	二
同一一年分	一〇	同一二年分	四	同一三年分	九
同一四年分	一	計	五〇		

を算し其の借入金額百四十四万三千百円にして未償還額は百〇四万八千〇二十八円九十九銭となつてゐるが、此の外に別に特別会計に属する借入資金として

起債年度	度数	起債年度	度数	起債年度	度数

昭和三年分 一  
 計 三 同一年分 一 同二年分 一

あり此の借入金額十六万二千円、未償還額十一万七千二百三十三円二十一銭あるを以て、起債の総数は五十三度にして、借入総金額百六十万五千一百円、その内未償還額総計百六万五千二百三十二円二十銭となるのである。

### 第二節 各種市債

前節所記の市債総額百六十万五千一百円は、如何なる目的に使用する為め起債されたか、之を各種の市債別に起債の目的、起債の金額、その利率、未償還額等を細別して、これを左に記載することゝしやう。

起債年	起債目的	起債金	未償還額	年利	借入先	償還期限	償還財源
大正九年	市營住宅費	20,000 <small>円</small>	1,640 <small>円</small>	四分一	住友銀行	昭和四年	貸家料、市税
同 一〇年	水道擴張費	40,000	3,200 <small>円</small>	四分一	右 同	右 同	水道使用料、市税
同 一二年	右 同	6,000	1,200 <small>円</small>	四分一	右 同	同 一二年	右 同
同 一三年	市營住宅費	8,000	8,000 <small>円</small>	四分一	右 同	同 一七年	貸家料、市税
同 一四年	住宅組合貸附金	10,000	6,000 <small>円</small>	三分一	佐賀縣	同 一五年	貸附償還金
昭和三年	市廳舎建築費	11,000	6,000 <small>円</small>	四分一	住友銀行(借替)	同 一三年	市税、一般收入
同 一五年	火葬場建築費	16,000	1,200 <small>円</small>	四分三	日本勸業銀行	同 一五年	火葬料、市税
同 一六年	罹災復興費	18,000	9,000 <small>円</small>	四分三	本縣罹災救助基金	同 一四年	市税、一般收入
同 一七年	赤松、神野兩小學校増改築費	31,000	16,950 <small>円</small>	三分三	預金部	同 一三年	右 同

市債



市價

第三節 特別會計所屬の市債

同四年	道路改良費	七,000,000	七,000,000	四分一	簡易保險局	同元年	右	同
同三年	國道鋪裝工事費寄附金	六,000,000	六,000,000	三分二	預金部	同三年	右	同
同三年	公園擴張費	四,500,000	四,500,000	四分一	簡易保險局	同三年	右	同
同三年	道路改良費	元,500,000	元,500,000	三分二	右	同三年	右	同
同三年	都市計畫事業費	一七,000,000	一七,000,000	三分四	預金部	同三年	右	同
同三年	池沼埋立工事費	四,000,000	四,000,000	四分四	佐賀百六銀行	同三年	右	同
同三年	成美高等女學校敷地買收費並整地工事費	七,500,000	七,500,000	四分一	右	同三年	右	同
同三年	國道二十五号線鋪裝工事費寄附金	一四,000,000	一四,000,000	四分一	右	同三年	右	同
同三年	佐賀線中間驛設置諸費	一九,100,000	一九,100,000	四分一	右	同三年	右	同
同三年	塵芥處分設備費	二四,四00,000	二四,四00,000	四分一	簡易保險局	同三年	右	同
同三年	源井擴張費	一,200,000	一,200,000	三分二	右	同三年	右	同
同三年	營繕費	三,000,000	三,000,000	三分二	預金部	同三年	右	同
同三年	日新、神野兩小學校舍寄附金	三,100,000	三,100,000	四分一	簡易保險局	同三年	右	同
同三年	國立米穀倉庫建設諸費	一六,000,000	一六,000,000	三分三	預金部	同三年	右	同
同三年	右	七,500,000	七,500,000	四分一	右	同三年	右	同
同三年	右	一七,200,000	一七,200,000	四分一	簡易保險局	同三年	右	同
同三年	市道改善繼續費	一三,000,000	一三,000,000	三分三	預金部	同三年	右	同
同三年	右	一,300,000	一,300,000	四分一	簡易保險局	同三年	右	同
同三年	傳染病院改築費	四,700,000	四,700,000	三分三	預金部	同三年	右	同

前節所記の外、尙ほ特別会計に属する左の市債がある。

起債年	起債の目的	起債金	未償還額	年利	借入先	償還期限	償還財源
昭和三年	公益質、屋創設費	五〇,〇〇〇	一三,三三二、六四	四分一	住友銀行(借替)	昭和九年	市税、一般收入
同 二年	旅客及靈柩自動車運輸事業費	五五,〇〇〇	四八,九六二、〇四	四分三	簡易保険局	同 一年	乗 用 料
同 三年	旅客自動車々輛購入並事業買収費	七〇,〇〇〇	五五,六六六、三三	四分一	同	同 三年	右 同

即ち前節に記せる市債と、此の特別会計に属する市債とを合算する時は、総額百六十万五千百円、其の未償還額百六万五千二百三十二円二十銭となる訳であるが、之を一面より見れば昭和八年度、同十一年度及び同十三年度等は市事務の最も繁多であつたことをも窺ひ知らるゝのである。

## 第五編 金 融

### 第一章 銀 行

#### 第一節 銀行の簇立

佐賀地方の金融機関としては明治十一年十一月国立第七十二銀行(資本金八万四)が蓮池町に設けられ、初めて佐賀地方に普通銀行として業務を開始せるに初まる、同銀行は明治二十八年頃佐賀銀行と改称し、次で大正二、三年頃に至り、古賀銀行と称して資本金も亦百五十万圓に増資した。